

## 少年自然の家跡施設等運営事業者募集 参加登録に関する事前質問について

平成28年6月20日更新

質問 1	募集要項P16 (4)参加登録手続き 「提案書の受付時においては、参加登録をした法人が存在する場合に限り、グループ構成を変更することは可能です。」とあるが、①これは参加登録後にグループ内の代表企業の変更は可能との理解でよろしいですか。 ②また、参加登録後にグループの構成企業の追加は可能ですか。
回答 1	①可能です。ただし、グループ内に参加登録をした事業者が存在する場合に限りです。 ②可能です。ただし、原則として提案書類提出後の代表及び構成員の変更はできません。
質問 2	質問事項はすべて公開されますか？
回答 2	参加登録に関する事前質問(6/6～6/20)については市ホームページ上へ公開回答し、事業計画の作成に関する質問(6/30～7/28)については、参加登録を行ったすべての事業者へ電子メールにて通知回答を原則とします。 ただし、事業者からの申し出があり、事業計画の漏洩など、質問を公開等することで事業者が著しく不利益を受けると市が認める場合に限り、内容を公開等しない場合があります。
質問 3	事業の計画にあたり、改めて施設の見学をすることは可能ですか？
回答 3	可能です。見学を希望する場合は事前に少年自然の家(電話:055-922-1746)へ確認を取ってください。ただし、施設利用者がいる場合は施設の見学はできません。(※7/22以降は繁忙期となるため、対応が困難になります。)
質問 4	募集要項P5 区域図(概要)の③駐車場の駐車可能台数は何台ですか？
回答 4	104台 (上段:83台、下段:21台、バリアフリー対応なし)
質問 5	市による施設の除却はいつまでに行われますか？
回答 5	市であらかじめ想定している研修棟の除却は、平成29年3月末までの実施を予定しています。それ以外の施設は提案内容によるため、除却の可否も含め基本協定締結の際に協議となります。
質問 6	施設の運営にあたり、現在の職員は何名ですか？
回答 6	昼間は6名(正規職員2名、臨時職員4名)、夜間は宿泊客がいる時のみ、外部委託にて1名配置しています。 ※食事の提供は必要な際に別途、外部事業者が提供。
質問 7	現在の食事の提供は直営ですか？
回答 7	施設利用者が食事の提供を希望するときに限り、外部事業者が提供しています。厨房の使用を事業者に許可する形で、食事代は施設利用者が調理業者へ支払っています。厨房の光熱水費は市が負担しています。